

平成 1 9 年第 5 回

大空町議会臨時会会議録

- ・ 招 集 平成19年12月26日
- ・ 開 会 平成19年12月26日
- ・ 閉 会 平成19年12月26日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	17番	厚 海 六 郎
8 番	元 木 良 一	18番	後 藤 幸太郎
9 番	深 川 昇		

2 不応招議員は次のとおりである。

16番 森 進

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

16番 森 進

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町		長	副	町	長
副	町	長	総 合	支 所	長
会 計	管 理	者	総 務	課	長
財 政	課	長	福 祉	課	長
総 務	係	長	教 育		長
生 涯 学 習	課	長	女満別教育センター	所長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第5回大空町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、6番、松岡克美議員及び7番、坂本一光議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査報告をいたします。
本臨時会を開くに当たり、12月26日、本日ですが、午前9時より大空町役場2階1号会議室で議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が2件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断をいたしました。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど、議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は17人です。16番、森議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりです。

本日の議事日程は、配付してある日程表のとおりです。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりです。

以上です。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

ここで休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午後 1時00分

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第83号

◇議長 日程第4、議案第83号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 (提案理由説明)

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 和解内容、その他の説明をいただきました。これについてはこれで結構なのでありますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのであります。本来であれば、幸運にもと言った方がよろしいのでしょうか。未車検車であった車が車検取った後に事故が発生して、不幸中の幸いというか、そんなことで何とか問題はクリアされているのですが、12月定例会においても同僚議員の方からも質疑がありましたけれども、公用車の語学指導助手が使うときに、教育長からそれぞれ答弁がありましたけれども、私用の関係だとか、今後整理するというお話は何っているわけでありましてけれども、いつまでにその考え方が明示できるのかということを、ちょっと関連でお聞

かせ願って質疑は終えたいというふうに考えておりますので、ご答弁いただきたいと思ひます。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 現在、英語指導助手と私用と公用との区分をする関係の対策を最終調整中でございます。今年中にはまとめていきたいというふうに考えているところございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今、生涯学習課長は今年中というふうに聞いたのですけれども、要するに12月31日までの間には結論、方向性を出せると、こういうことですね。そういうふうに確認してよろしいですね。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 ちょっと訂正させていただきますが、1月の中旬ぐらいまでには何とかしたいというふうに考えてございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それでは、その所属委員会、その他議会に何らかの形で方針が出た後、お知らせをいただきたいということを申し上げて質疑を終えたいと思ひます。

◇議 長 そのほか、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第83号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第83号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第84号

◇議長 日程第5、議案第84号 平成19年度大空町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議長 長 福祉課長。

◇福祉課長 （参考資料概要説明）

◇議長 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今、管内でも多くの市町村でこういう事業に取り組んでいるという記事が非常に目についている状況なのですが、この歳入の面で北海道からの50万円という根拠がどういうものがあるのか、ちょっと説明いただきたいのと、もう1点、平成19年度住民税非課税世帯ということなのですが、これはことし、この分については18年度の数字を使ってのものだと思うのですが、19年度において、やっぱり低所得世帯といいますか、そういった部分はちょっとこれから漏れるわけなのですけれども、これについての手当てについては何もお考えにならなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

◇議長 長 福祉課長。

◇福祉課長 まず50万円の補助金の内訳でございますけれども、人口規模によって補助基準額が定まっております。人口が1万人未満につきましては補助基準額が100万円となっております。その2分の1という基準になっておりまして、大空町の場合は50万円の補助ということでございます。

それから税の所得の対象とする部分につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、20年の1月1日現在の町民税の非課税世帯というふうにさせていただいております。実際申告をしていただいて、確認をする作業等を考えますと、この短い時間の中で決めるのはこういう方法しか今のところないものですから、こういう形で進めさせていただきたいということでございます。

◇議長 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 せっかくのこういう機会ですから、やっぱり対象になる人、幅広く支給され

る方が望ましいというふうに考えるものですから、4月18日までという期限を切って、その中で19年の申告を、普通3月の15日になるのでしょうか、確定申告の締め切りですとか、そういったものが確定するのが4月18日に間に合わないということで、この時点で切らせてもらうという説明なのですがけれども、何かもっと、何といいたいでしょうか、せっかく申請書、折り込みチラシの裏を使ってということですから、申請のあったものについては、何か独自の調査をしながら一世帯でも多く、こういう何といいたいでしょうか、支給できるものにされるのが望ましいというふうに考えているものですから、総額の金額出ていますから、もう世帯数が決まったというふうにちょっと理解しているのですけれども、その辺の新たに発生する部分というのが全く考えられていないのか、その辺はいかがでしょうか。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 実際には非課税世帯は700件ちょっとございます。そこから生活保護世帯ですとか、福祉施設の入所者等を除かせていただいておりますので、あと新たに転入された方やなんかも当然おられますし、それらの方は申請時に税の申告をしていなければ、申告をしていただいて非課税であるかどうか確認をできれば交付をさせていただくのですけれども、あくまでも基準日というのは、これを曲げてしまいますと、収拾取れなくなりますから、一応基準日は守られていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◇議 長 そのほか、ありませんか。
15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 ちょっと確認するのですけれども、ほかの市町村は高齢者といって65歳とか70歳と書いているのですけれども、大空町は別に何歳でもいいのかなと。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 ほかの町村のように年齢ですとか、一人親とかというふうに限定を今回はしてございません。ですから対象とする方は幅広く、低所得の方を対象に給付をするという考え方に立っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 ということは、20歳以上の人は何歳でもいいということでもいいのかね。
その次ですが、例えば申告漏れとか、忘れてしまったという場合は支給しないのかどうか。それをずっと放置するのかどうか。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 対象は今お話ありましたように、自分で戸建ての家で住まわっていて、所得が非課税世帯であれば対象とするということでございます。

申告されてない方につきましては、窓口に来たときに税の方に確認いたしますので、申告していない場合はそこで申告をさせていただいて、非課税であることが確認できれば給付の対象とすることにしてございます。

申請主義を取らせていただきますので、あくまでも申請しなかった方は該当になりません。ただ、PRは広報ですとか、民生委員さんですとか、社会福祉協議会等、あらゆる機会を通じてPRをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 わかりました。しっかりやってください。

◇議 長 そのほか、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第84号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第84号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、
原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 先の定例会の後、この12月大変お忙しい中、第5回の臨時議会ということで招集をさせていただき、職員の交通事故の和解の案件、そして福祉灯油の関係の補

正ということで、お認めをいただきました。職員の交通安全については、公用、私用を問わず、今後十分注意をしながら運転をするようにという趣旨でいろいろな形で徹底をしていきたいと思いますので、今後ともご指導のほどお願いを申し上げたいと思います。

また福祉灯油の関係でありますけれども、管内の町村、いろいろな形はありますけれども、おおむね、この福祉灯油の事業に取り組んでおります。先ほどご心配の旨のありました申請主義を取らざるを得ないというようなことでしておりますけれども、灯油を販売する事業者の方々、自治会長、さらには民生委員、役場の窓口、いろんなところでPRをして、そういう漏れのないようにできるだけ多くの方にご利用いただけるように努めてまいりたいと思いますので、また皆様方からもPRの方お願いを申し上げたいと思います。本日は大変お忙しい中、審議をしていただきまして誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

◇議 長 平成19年第5回大空町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 1時27分